

『CADWe'II Tfas』メンテナンス約款

株式会社ダイテック(以下「弊社」)は、『CADWe'II Tfas』メンテナンス約款(以下「本約款」)をここに定め、メンテナンス(以下「本サービス」)を提供します。

1. 申し込み内容について

(1) 次の項目は「ライセンス証書」に記載された内容とします。

「ライセンス番号」「許諾形態」「使用許諾期間」「サポートサービス」「メンテナンス」

2. 「本約款」の対象製品について

(1) 「本約款」は、「ライセンス証書」に記載の「許諾形態」が次のいずれかの契約に適用します。

- ① 5年使用权パッケージ、または5年使用权
- ② 5年契約レンタル
- ③ 月額レンタル
- ④ ネットワークライセンス Web版
- ⑤ ネットワークライセンス イントラ版

(2) 「本約款」に基づいて本サービスを提供する対象製品(以下「対象製品」)は、次のいずれかとします。

- ① 「ライセンス証書」に記載の「メンテナンス」が「有」と記載されている製品
- ② 「ライセンス証書」に記載の「サポートサービス」が「電話サポートサービス/バージョンフリー製品使用权付」と記載されている製品
- ③ 「メンテナンス契約証書」が発行されている製品

(3) バージョンアップ等の理由で「ライセンス証書」もしくは「メンテナンス契約証書」が変更された場合、変更後の「ライセンス証書」もしくは「メンテナンス契約証書」が有効となります。

3. 本サービスの内容について

(1) 電話・メールによる対象製品の操作問合わせを行うことができます。

(2) 対象製品のバージョンフリー製品使用权として、最新を含む3世代のバージョンの中から選択してご使用いただくことが可能です。

4. 本サービスのご利用条件

(1) 本サービスの提供は、次の通りとします。

- ① 電話・メールによる対象製品の操作問合わせ及び回答は、日本語のみとします。
- ② 電話サポートのサービス対応時間は、日本時間で平日9:00~12:00、13:00~17:30(土日祝祭日・弊社休業日を除く)とします。
- ③ ナビダイヤルをご利用出来ない電話(PHS・IP電話・国際電話等)の方は、メールにてお問合わせください。

(2) 本サービスの契約期間(以下「契約期間」)は、「ライセンス証書」に記載の「使用許諾期間」とします。

(3) お客様が本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することはできません。

(4) お客様は、弊社に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えて、その旨を弊社に通知する必要があります。

5. 解約について

(1) お客様は、本サービスを中途解約することはできません。

(2) 次に該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に対象製品を解約することができ、契約期間中の未払い料金相当額を一括でお支払いいただきます。その際、お客様が弊社製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全ての製品についての契約もお客様に催告することなく即座に解約できるものとします。

- ① 「本約款」の「4. 本サービスのご利用条件」に違反した場合。

以上

2020年3月16日改定

PTD02-04